

## Q 7 知的障害者かどうかの判定は、どのように行われますか。

療育手帳取得の申請がされると、知的障害者更生相談所（１８歳未満の場合は児童相談所）で知的障害の有無が判定され、該当者は福祉サービス受給資格者として登録される仕組みになっています。

判定の際は、平成７年に厚生省が行った基礎調査で用いられた以下の判定基準をベースに、知能検査等を行い、各自治体が弾力的な運用を行っているようです。

次の（a）および（b）のいずれにも該当するものを知的障害とする。

（a）「知的機能の障害」について

標準化された知能検査（ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど）によって測定された結果、知能指数が概ね７０までのもの。

（b）「日常生活の支障」について

日常生活能力（自立機能、運動機能、意志交換、探索操作、移動、生活文化、職業等）の到達水準が総合的に同年齢の日常生活能力水準（別記１）のa, b, c, dのいずれかに該当するもの。（別記１省略）

厚生省「精神薄弱児（者）基礎調査」\*（平成７年）より

（注）現在では法改正により、知的障害者と表記すべきですが、調査当時の名称を使用しています。以下も同様に法改正前の表記はその当時のものとしています。

参考文献

\* 「知的障害者の人権を守るために～相談者のためのハンドブック」

厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課監修（中央法規）